

# 清水町行政改革大綱

～ 町民とともに進めるまちづくり ～



平成 18 年 2 月

清 水 町

# 目 次

はじめに .....	1
1 行政改革の推進に当たって .....	2
(1) 目標年度と実施機関	
(2) 実施計画の策定	
(3) 推進体制と実行責任	
(4) 進捗状況の検証と公表	
2 行政改革の全体像 .....	3
3 行政改革大綱の体系図 .....	4
4 基本方針及び推進項目	
(1) 行政改革の基本理念	
➤ 基本理念 「町民とともに進めるまちづくり ～ 分権・協働・創造 ～ 」 .....	5
(2) 基本目標と改革の方向性	
➤ 基本目標 1 町民・職員の意識を変えよう .....	5
➤ 基本目標 2 町全体の機能を見直そう .....	8
➤ 基本目標 3 健全な財政を運営しよう .....	11
用語解説 .....	13

(本文中、※印を付し、ゴシック体にした用語について、解説を記述しました。  
また、用語の後に、その用語が初出するページ数を記載しました。)

## はじめに

清水町は、昭和 38 年 11 月に町制を施行後、県東部地域において交通の利便性が非常に高い状況の中で、近隣市町と生活圏をともにしながら大きく成長し、発展を遂げてまいりました。

行政改革の取組といたしましては、昭和 54 年 6 月に「清水町行政事務近代化に関する規程」を定め、業務能率の増進等について促進し、昭和 60 年 12 月には国の「地方行政改革大綱」に基づき「清水町行財政改革大綱」を、また、平成 8 年 4 月には清水町行政改革懇話会の提言を受け、事務事業の見直しや組織・機構の簡素合理化等に重点をおいた新たな「清水町行政改革大綱」を策定し、簡素で効率的な行政体制を確立するため、行政改革を積極的に推進しています。

しかしながら、少子高齢化による人口減少時代を目前に控えた今日、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後は地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があります。市町村合併が推進され、その規模・能力は急速に拡大しつつあることに伴い、広域自治体のあり方の見直しが求められるなど、地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われています。

また、国においては、「官から民へ」、「国から地方へ」等の観点から、三位一体の改革を推進し、「小さくても効率的な政府」の実現を目指すとともに、行政運営のあり方として、公共的サービスの提供は行政当局のみが担うのではなく、今後は、地域において住民団体をはじめ N P O や民間企業などの多様な主体をパートナーとし、行政と地域社会とが積極的に協働していくという多面的な仕組みを整えていく必要があるとされています。

つきましては、このような社会経済情勢の中、本町においても更なる改革を進めていくことが喫緊かつ最重要課題であり、時代の変化に対応できる新たな行政システムを構築するため、行政改革大綱の改定について清水町行政改革推進委員会に諮問し、いただいた答申を踏まえるとともに、平成 17 年 3 月の国の「新地方行革指針」を受け、新しい視点に立ち、本大綱を策定いたしました。

この大綱は、「第 3 次清水町行政改革大綱」として、「町民とともに進めるまちづくり」を基本理念とし、財政の健全化と行政に対する信頼性の確保を図るため、総合計画における将来都市像「豊かさを実感できる生活都市・清水町」の実現に向け、地方分権時代の行財政運営に必要な改革の具体的な方向性を示すものです。

# 1 行政改革の推進に当たって

## (1) 目標年度と実施期間

行政改革大綱の実効性を担保し、その実施状況を検証し評価するためには、目標年度を定め、短期間で集中的かつ効率的に取り組む必要があります。

本大綱の目標年度を平成 21 年度とし、平成 18 年度から 21 年度までの 4 年間を改革の実施期間として、計画的に取り組めます。

## (2) 実施計画の策定

本大綱による具体的な取組事項について、職員一人ひとりが目標意識を持ち、計画的に実行するため、可能な限り目標の数値化を行い、わかりやすい指標を用いて行政改革の実施計画を策定し、積極的に取り組めます。

## (3) 推進体制と実行責任

町民と行政が各々の役割を認識し、協働によるまちづくりを進めるとともに、町民の信頼のもと、本町が地域にふさわしい総合的な公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していくため、町長を本部長とする「清水町行政改革推進本部」を設置し、行政改革における進行管理の権限を委ね、組織的に取り組めます。

また、取組事項の実践をはじめ、進捗状況の報告、検証など、実施計画における実行責任については、各所管課長が負うものとします。

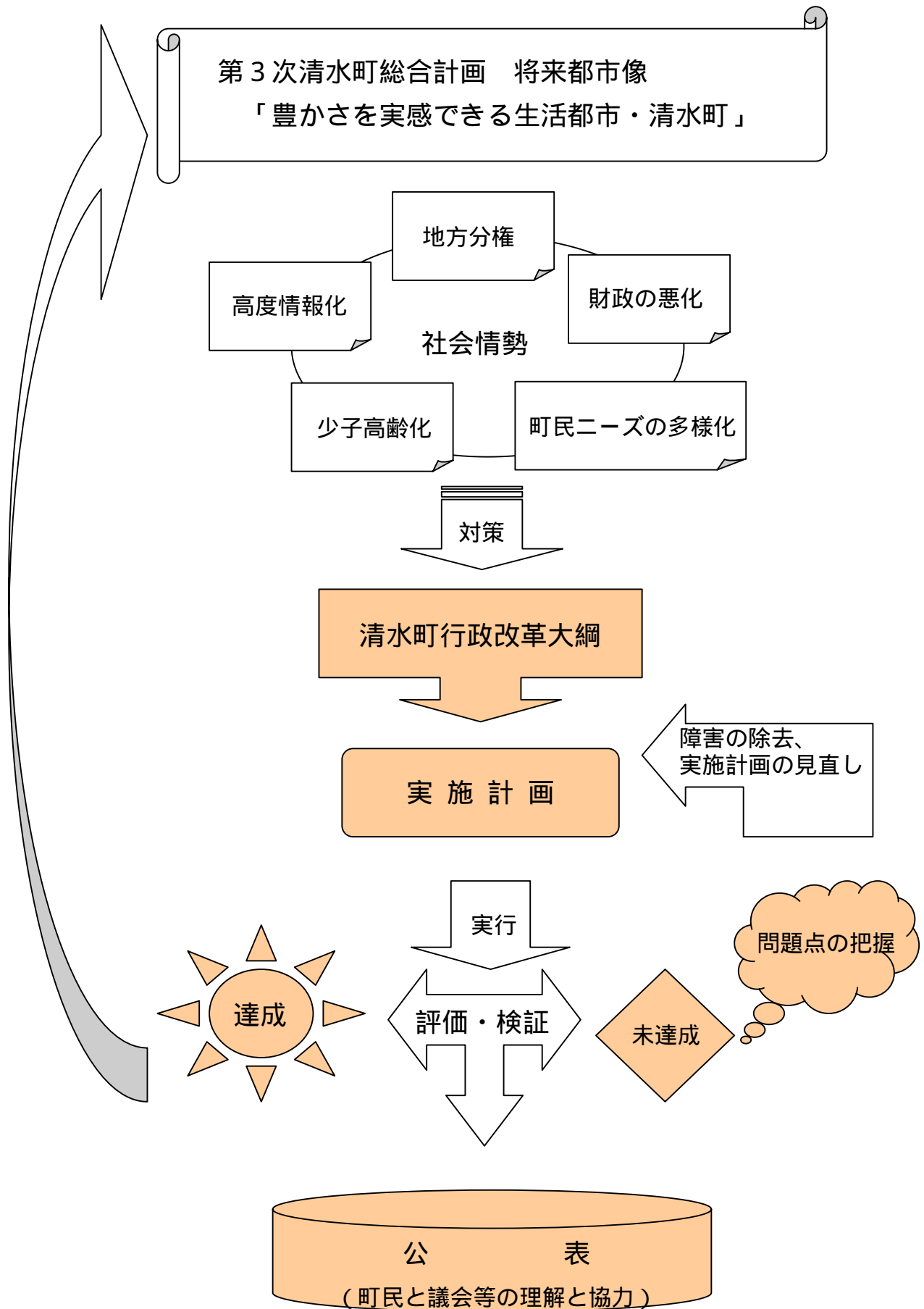
## (4) 進捗状況の検証と公表

行政改革の推進と説明責任の確保を図るため、P D C A サイクル(計画策定(Plan) 実施 (Do) 検証 (Check) 見直し (Action)) を導入し、不断の点検を行い、それぞれの各過程において町民等の意見を反映するような仕組みを整えます。

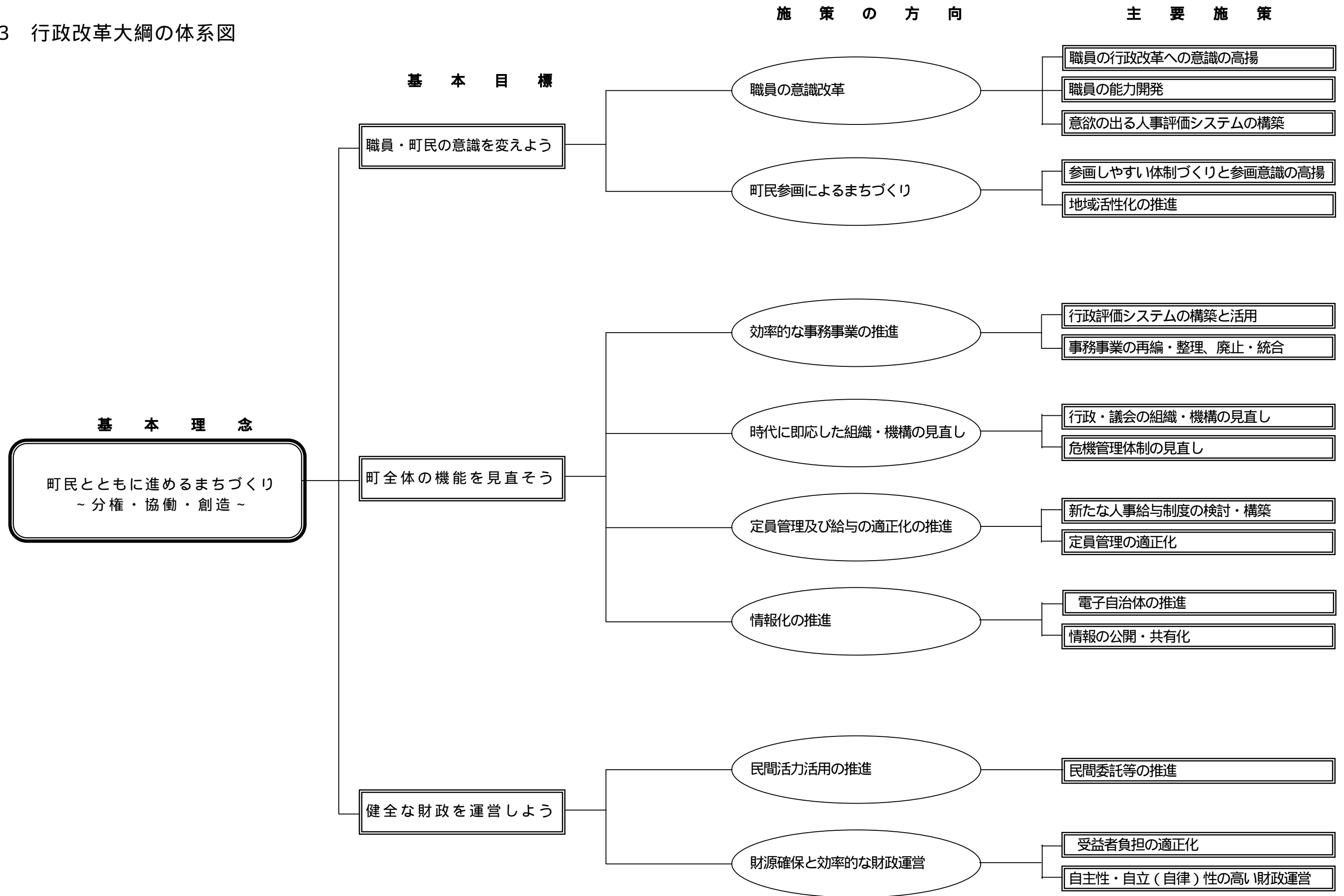
実施計画の進捗状況については、清水町行政改革推進委員会に報告し、意見を求めるとともに、必要に応じて実施計画の見直しを図ります。

また、簡素で効率的な行政運営を推進し、町民に対する説明責任を確保するため、事務事業の実施に対し成果やコストを重視した評価を行い、その結果を公表するなど、自らの責任と発意により目的を定め、行政評価システムの構築に取り組めます。

## 2 行政改革の全体像



### 3 行政改革大綱の体系図



## 4 基本方針及び推進項目

### (1) 行政改革の基本理念

町民とともに進めるまちづくり  
～ 分権・協働・創造 ～

行政改革は、地方自治法にある「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを目的に、行政に対し、どのような方策を立て、どのような手段を用い、いかにして公平性や公正性を保ちながら、有効かつ効率的に質の高い行政サービスを行っていくのかを問い改めるものです。

本町においても、地方分権の進展に加え、従来にも増して厳しい行財政環境の中だからこそ、今改めて抜本的な改革が必要であります。つきましては、地方自治の根幹といえる「自分たちのまちを、自分たちの責において、自分たちの手により運営していく」ことを踏まえ、新たに「町民とともに進めるまちづくり ～分権・協働・創造～」を本町の行政改革の基本理念とし、町民が主役となる行政運営を目指します。

### (2) 基本目標と施策の方向

#### 基本目標 1 職員・町民の意識を変えよう

地方分権の最終目標は、地域の課題を町民と行政が共に担い合いながら、誇れる地域社会を協働により築きあげていくことにあります。

分権型社会とは住民自治の成熟した社会であり、地域のことは地域住民が決定し、地域住民が責任を負うという自己決定、自己責任が原則となる社会です。

したがって、その実現のためには、町民が行政に主体的に参加し、その成果を享受するとともに責任も分担していくことが求められます。

職員・町民一人ひとりが、まちづくりにおける役割と責任を自覚し、行政と役割分担しながら、まちづくりを進めていけるよう町民と行政のパートナーシップを構築し、様々な分野において町民参加を推進する必要があります。

## 施策の方向 職員の意識改革

時代の変化や多様な町民ニーズに的確に対応するためには、職員の能力向上とともに、職員の意識改革が必要です。

既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で、目標や課題に挑戦し、意欲と活力に満ちた質の高い町民サービスを提供していくため、職員の意識改革に取り組みます。

### 《 主要施策 》

#### 職員の行政改革への意識の高揚

行政改革は、上からの押し付けではなく、職員が危機感を持って自発的に行うものであり、何より職員一人ひとりが清水町を改革していくというやる気を持ち、行動するよう意識の高揚を図ります。

#### 職員の能力開発

時代の変化に即応し、業務の多様化、専門化などに対応できる職員の育成を強力に進めるため、政策形成能力や法務能力等の開発など、一層の資質向上に向けた職員研修を実施してまいります。

また、専門的知識を有する人材の活用、女性職員の職域拡大など、多様な能力の活用を図ります。

#### 意欲の出る人事評価システムの構築

職員がやりがいのある職場とするため、職員の勤務実績が的確に反映される人事評価システムを構築し、業績評価を昇給昇格等に反映できるよう、能力・実績重視の給与制度へ転換を図ります。

また、人事評価システムを、人材育成や職場の活性化につなげられるよう取り組みます。

施策の方向 町民参画によるまちづくり

町政の経営パートナーとして、町民・コミュニティ組織等に政策の立案、実行、評価のそれぞれの段階での参加を求め、行政と町民・コミュニティ組織等が役割分担のうえ、相互に連携し、協働によるまちづくりが行えるよう取り組みます。

《 主要施策 》

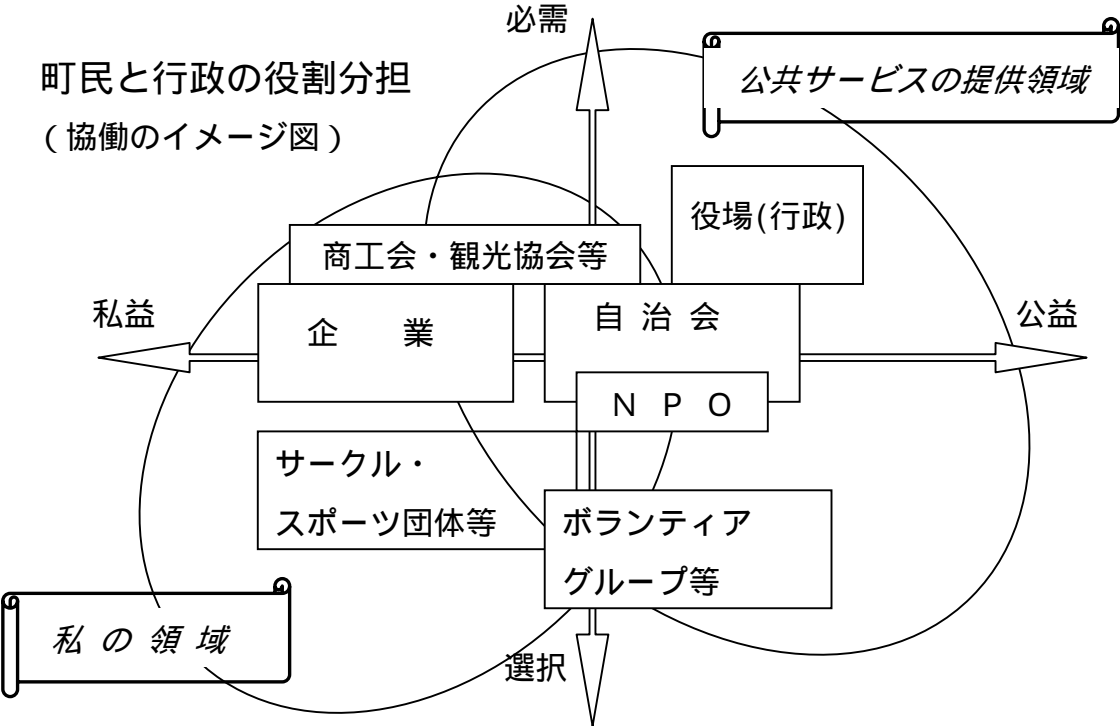
参画しやすい体制づくりと参画意識の高揚

行政と町民が一体となり、より身近な行政サービスを実現するため、町民が参画しやすいシステムを整備するとともに、町民との対話を深め、町民参画・参加の促進を図ります。

地域活性化の推進

元気があり、魅力あるまちづくりを進めるためには、本町の自然環境や歴史資源等を活かした地域づくり、地域産業の活性化が必要不可欠です。

地域産業の基盤整備はもとより、時代を担う人的資源の育成と地域における活用を視野に入れ、行政と町民・コミュニティ組織等が役割を分担し、新たな産業を創出するなど、相互に連携し、協働によるまちづくりが行えるよう、地域の活性化を推進します。



## 基本目標 2 町全体の機能を見直そう

地方分権が本格化した中、地方自治体には「自己決定」、「自己責任」による、行政の力量が問われる重要な時代となってきています。

組織・機構の見直しにあっては、これまで以上にスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、ゼロベースで再構築を図るなど、簡素で効率的な組織機能の整備を行い、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や多様な町民ニーズに対応した行政組織とする必要があります。

### 施策の方向 効率的な事務事業の推進

厳しい財政状況の中で、地方分権時代に対応し、多様化・高度化する町民ニーズに応えるために、事務事業の必要性・有効性・効率性等の精査を行い、新たな行政課題を的確に把握し、事務事業の見直しに取り組みます。

#### 《 主要施策 》

##### 行政評価システムの構築と活用

成果重視を基本に効率的・効果的な行政運営を推進するため、行政評価システムを構築し、活用を図ります。

また、事務事業評価のみならず、将来に向けて政策・施策評価のあり方についても検討するとともに、評価の情報を公開し、町民に分かりやすい仕組みとします。

##### 事務事業の再編・整理・実施

町民本位、成果重視の視点に立ち、効率的、効果的な町政運営を推進するため、既存施策・事業の点検、見直しによる行政サービスの組み替えや施策・事業の優先順位による財源の重点配分など、効率的、効果的な施策・事業の執行に向けた取り組みを進めます。

地方分権制度が本格的に進む中、社会経済情勢の変化や高度化・多様化する町民ニーズに対し、町民の視点に立ち、かつ、清水町の実情に呼応した行政を展開できる組織・機構への見直しを図ります。

また、単独の自治体では困難な行政課題等に対応するため、関係市町との連携を強化し、広域的な取り組みを積極的に推進します。

## 《 主要施策 》

### 行政・議会の組織・機構の見直し

組織・機構の見直しにあっては、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により、目的の達成されたものは速やかに廃止し、類似したものは統廃合を行い組織の肥大化を防ぐなど、実質的に事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織・機構への見直しを図ります。

また、地方分権の進展に伴い、公正の確保と透明性の向上を図ることが必要であり、議会においても、定数や報酬をはじめ政策提案型の活動、責任のあり方などを問うとともに、住民に開かれた議会として議員自らが積極的に論議し、より一層その役割を果たしていくよう取り組みます。

### 危機管理体制の見直し

大規模災害のような広範囲に及ぶ危機発生時に、速やかに必要な措置を講じるための初動体制を確立し、かつ、被害の拡大防止や混乱の回避を図るため、町民の安全確保を第一として迅速で適切な対応を取ることができる総合的な危機管理体制を構築します。

また、危機管理は、自然災害に限らず、事故・犯罪・不祥事など様々なものがあり、さらに、それぞれの分野に関わる場合が多いため、全ての職員が危機管理を理解し、迅速に対応できる体制を整えます。

## 施策の方向 定員管理及び給与の適正化の推進

社会経済情勢の変化等を踏まえ、常に対応すべき行政需要の範囲と施策・事業の内容を検証し、手法を見直しながら、定員管理及び給与の適正化に取り組みます。

### 《 主要 施策 》

#### 新たな人事給与制度の検討・構築

業務の性格や内容を踏まえつつ、町民の納得と支持が得られるよう、人事評価システムと連動した新たな人事給与制度を構築し、制度の運用・給与水準等の適正化を図ります。

#### 定員管理の適正化

町民サービスを低下させることなく、長期的な視点に立って計画的に適正な定員管理を推進するため、事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置を行い、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、地域協働などを通じて、職員数の削減に取り組みます。

## 施策の方向 情報化の推進

町民に開かれた信頼される行政運営を推進するにあたり、これまで以上に町民と行政の役割分担のあり方や行政の諸活動について、説明責任が求められるため、町民に十分な行政情報を提供し、行政の公正性、透明性を一層高め、町民と行政の情報の共有化を進めます。

### 《 主要 施策 》

#### 電子自治体の推進

町民の視点に立ったサービスの向上を目指して、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政情報の電子化とその総合的利用を推進し、庁内LANの活用による情報の共有化とインターネット、電子メール等を活用した情報伝達の効率化を図ります。

## 情報の公開・共有化

行政への町民参加の促進や、町民の新たな行政への要望等に対応できるよう、行政情報のデータベース化を推進し、積極的な行政情報の公開を行い、町民との情報の共有化を図ります。

### 基本目標 3 健全な財政を運営しよう

本町が持続的に発展を遂げるためには、安定した財政基盤の確立が必要不可欠であり、そのためには早期に収支均衡を図るとともに、財政構造の弾力化を進めることが求められています。

今後、行財政改革の理念や改革の視点を十分踏まえながら、経常的経費を中心とした歳出の削減や施策・事業の抜本的改革と経営の効率化など、財政構造の改革に積極的に取り組む必要があります。

### 施策の方向 民間活力活用の推進

行政と民間等（民間事業者、NPO等）との役割分担を明確にし、従来は行政が担ってきた社会資本整備やサービス提供などについて、積極的に民間活力の導入を図ります。

## 《 主要 施策 》

### 民間委託等の推進

類似団体の状況や民間等の受託提案などを参考にしながら、委託や指定管理者制度の可能性について検証します。

また、その際には、企画と実施の分離や複数の組織にまたがる共通の事務の集約化、他団体との事務の共同実施、委託実施期間など、様々な手法で委託等の可能性を追及します。

自らの財政状況を分析した上で、事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図り、財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ主体的な財政構造の改善に取り組みます。

## 《 主要施策 》

### 受益者負担の適正化

受益を受ける者と受けない者との税負担の公平性の確保及び財源の確保から、受益者負担の適正化を図ります。

また、社会情勢等を鑑み、定期的に見直しを行います。

### 自主性・自立（自律）性の高い財政運営

地方分権時代を迎え、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応しながら、将来の清水町のあるべき姿を見据え、使用料や手数料等の受益者負担の適正な見直しを行うとともに、町税等の自主財源の確保を図ります。

また、国や県の補助制度や各種事業の中で、本町に有利な補助事業等を積極的に導入することも検討し、安定した財源を確保するなど、施策・事業の抜本的な改革と自主性・自立（自律）性の高い健全な財政運営を行います。

今後は、税収や補助金等による財源の安定だけに捕われず、行政責任や公平性を確保し、長期的視点に立って、本町を担う若者の創造性・生産性を活かす施策を積極的に取り入れます。

## 【用語解説】

### ○ 分権型社会、分権型社会システム（1ページ）

平成12年4月に施行された、いわゆる地方分権一括法により、機関委任事務の廃止や条例制定権の拡大などの改正が行われ、地方公共団体の自主性が大幅に向上するとともに、地域に住む人々が理想とする地域社会を構築し、行政システムもそれにあわせて再編成しようとする動きが各地で見られるようになりました。

分権型社会とは、「地域のことは、地域で考え、地域で実行する。」という自立した地域社会を、また、このような社会に適応した行政のあり方を分権型行政と呼び、次のような点が特徴として挙げられます。

縦割り行政から、横断的で総合的な行政への変革がされている。

庁内の各事業実施課に、事務事業実施権限や財源を移譲し、さらに民間で実施可能な事務事業は民間が実施する。

町民と議会と行政の情報共有化や各行政分野への町民参画が推進されている。

町民との協働により、「まちづくり」が実施できる行政システムが構築されている。

### ○ 三位一体の改革（1ページ）

国の三位一体改革とは、政府・与党が示した「基本方針(骨太の方針)」により、地方分権を財政面から進めていくというもので、「国庫補助・負担金の削減」、「国から地方への税源移譲」、そして「地方交付税の見直し」の3つを同時に実施する改革のことをいい、地方財政の自立を促すことを目的としています。

### ○ NPO〔Non Profit Organization：非営利団体又は非営利組織〕（1ページ）

私的利益を目的としない民間の非営利団体又は非営利組織のことです。

平成7年の阪神・淡路大震災によりボランティア活動等の重要性が認識されたことを契機として、ボランティアの市民団体等に法人格を付与するとともに、その活動を支援するための措置を講ずべきであるとの論議が高まり、平成10年3月に特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等を目的とする「特定非営利活動促進法」が制定されました。

## ○ 協働（１ページ）

現在、「協働」という言葉は、「コラボレーション」又は「パートナーシップ」など、いろいろな表現がされていますが、大意的には「同じ目的のために、協力して働くこと」をいいます。

なお、本大綱においては、「『まちづくり』という共通の目標を達成するために、住民、議会、行政等がお互いに自立し、尊重しあって対等な関係に立ち、それぞれが果たすべき役割と責務を認識して協力し合い、活動すること」をいいます。

## ○ まちづくり（１ページ）

狭い意味では市街地開発や区画整理事業など、都市基盤を整備する事業のことをいいますが、本大綱でいう「まちづくり」とは、清水町の将来都市像を踏まえ、町民が暮らしやすい都市を実現するため、誰もがここに住んで良かったと思えるまちづくりを行うすべての事業のことをいいます。

## ○ 総合計画（１ページ）

総合計画とは、地方自治法に基づき定めた、行政運営の基本構想に掲げる将来都市像を実現するための指針となるものであり、総合的かつ計画的な基本構想と基本計画、実施計画により構成されています。

本町においては、平成８年度に平成２２年度を目標とした「まちづくり」の道標となる第３次総合計画を定め、その基本構想において、「豊かさを実感できる生活都市・清水町」を将来都市像に掲げています。また、「人間(ひと)・地域(まち)・自然の共生」を基本理念として、５つの基本目標を設定しています。

## ○ PDCAサイクル（２ページ）

明確な数値目標を掲げた計画(Plan)を策定し、改革を実施(Do)するとともに、改革の成果を検証(Check)して計画の見直し(Action)に結びつけ、その結果を次の計画に活かす経営管理における政策のマネジメントサイクルです。

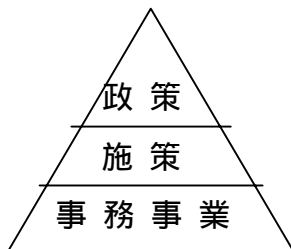
民間企業では、品質向上や経費削減などに広く用いられており、一つのプロジェクトについて、計画から改善までのプロセスを継続することによって、より良い成果を上げることができます。

○ 行政評価、行政評価システム（２ページ）

行政評価とは、行政が実施している政策・施策、事務事業について、成果指標等を用いて有効性・効率性・必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を企画立案に活かすことによって政策の質的向上を図るための改革の一手法であり、「事務事業評価」と「政策評価」、「施策評価」を合わせて、「行政評価」と呼ばれています。

また、行政評価の着実な実施を担保するため、行政評価を導入する目的を明確にするとともに、行政経営という観点から、行政運営の中に制度（システム）化し、絶えず行政活動の改善を図っていく仕組みを確立することが求められています。

《 行政活動と評価の体系 》



政策：基本的な方針(目指すべき方向や目的を示す)

施策：政策を実現するための方策・対策

事務事業：施策を実現するための具体的な事業(手段)

【 次ページ「事務事業評価」参照 】

○ 電子自治体（５ページ）

情報通信技術（IT）の進展に伴い、インターネットや庁内LANなどのネットワークを活用し、事務手続の簡素化や意思決定の支援等ができるように情報通信システムが構築された地方自治体をいいます。

インターネットにより、町民が窓口に足を運ばなくても申請や届出等の手続が可能となったり、行政事務においては、電子決裁や文書管理システムにより、事務量や人員、経費の削減が期待できます。

受益者負担の適正化（５ページ）

受益者負担とは、公共サービスの提供によって利益を受ける者から、平等の原則上、公共サービスに要する費用の一部を賄おうとするもので、受益を受ける者と受けない者との税負担の公平性と財源の確保から、その負担額の適正化を図ることをいいます。

利益を受ける者とは、公共施設を利用する方、保育所・幼稚園に乳幼児を入所している方など、使用料、手数料又は保育料等の納付の対象となる方をいいます。

○ スクラップ・アンド・ビルド〔scrap and build〕( 9 ページ)

採算や効率の悪いものを整理し、新たなものを設けることですが、組織・機構の見直しにあっては、組織拡大の抑制を図るため、既存の組織全体を見直し、役目を終えたものを廃止してから新・増設を行うことをいいます。

また、事務事業等については、恒久的なものと考えず、目的を達成したものはすべてスクラップ(廃止)し、肥大化を防ぐため、事務事業数を増やさず、新たな需要目的のある事業だけをビルド(構築)していく方法をいいます。

○ 事務事業評価 ( 9 ページ)

事務事業評価とは、施策を実現するために体系づけられた事務事業について、施策への有効性・効率性・必要性という観点から、具体的に評価することをいい、この評価結果に基づき、事務事業の採否決定や効率性・生産性の向上を図るものです。

○ 任期付職員制度 ( 11 ページ)

地方分権の進展に伴い、地方行政の高度化・専門化が進む中で、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目的として、平成 14 年 7 月に法律が施行された職員の採用に関する制度です。

地方公共団体は、採用の条件等必要に応じて条例を制定し、導入を図るもので、任期については、特に必要と認める場合は 5 年を限度とされています。

○ 庁内 LAN ( 11 ページ)

本大綱においては、本町の役場内(庁内)で使用しているローカル・エリア・ネットワーク(Local Area Network)をいいます。

情報を共有資源とし、情報伝達の迅速化、事務の簡素化・効率化を目的として、役場本庁舎と出先機関(保育所、幼稚園、小・中学校を除く。)を結んでいます。

○ 指定管理者制度 ( 12 ページ)

公の施設の管理について、民間の能力を活用することにより多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の節減を図るため、地方自治法の改正により、町が指定する法人その他の団体(指定管理者)に行わせることができるとした制度です。